

# 中央区の歩きたばこ・ポイ捨て対策について

## 1 条例の制定

平成16年3月区議会で可決・制定

同 6月1日施行

## 2 条例の考え方

### (1) 歩きたばこポイ捨てを区内全域で禁止

区内の公共の場所（道路、広場、公園等）

### (2) 屋外での分煙の推進

「必ず吸殻入れ（携帯吸殻入れは含みません）が設置されているところで立ち止まって喫煙してください」

ただし、混み合う場所（横断歩道や駅出入口の付近等）では吸うことはできません

混み合う場所に設置されている吸い殻入れは、順次設置者と協議し移設又は撤去

### (3) 喫煙は基本的にはマナーの問題

中央区の条例化はマナーを見つめ直すためのルールづくり

罰金等は設けず

## 3 歩きたばこ等防止のための事業展開

### (1) パトロールやキャンペーンの実施

主要な駅、交差点、通学・通園路

違反者への注意・指導

条例施行日（6月1日）に銀座 数寄屋橋公園でセレモニーを実施

6月1日～4日まで区内駅の周辺で区職員（延400人動員）によるPR活動

### (2) まちぐるみでの啓発

区民にキャンペーンへの参加を要請。

町会、企業等の自主的キャンペーンに器材の配布や貸出（ウェア、のぼり、かご、ポケットティッシュ、清掃用具等）

### (3) 各種掲示物等

ポスター 看板 路上表示 のぼり旗、大型ビジョン、デパート懸垂幕 公衆トイレへのステッカー貼付

### (4) 公園の吸殻入れの整備

## 4 条例施行後の変化

吸い殻の散乱状況（定点観測）半減

指導件数 漸減傾向

## 5 今後の方向性

### (1) 継続的な啓発活動（区民、事業者との連携強化）

### (2) パトロールの強化

「中央区歩きタバコ及びポイ捨てをなくす条例」平成十六年六月一日施行

歩きタバコ

ポイ捨て

禁止です！

中央区条例

マナーを見つめ直すためのルールづくり



※中央区の公共の場所（道路、広場等。ただし、私有地は除く）では、歩きタバコことポイ捨ては禁止です。

※吸い殻入れが設置されている場所で立ち止まって喫煙することは可能です。（駅出入口や横断歩道の近くなど混雑する場所は除きます）

# なぜ中央区は「歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」をつくったか

## ◆見過ごせない問題

まちの所々に散乱し、不快感を与えるたばこの吸い殻や空き缶・ペットボトル類。危ない歩行中のたばこの火と呼吸を乱す煙や臭い。ポイ捨てや歩きたばこは、まちの中で大きな問題となっています。たばこの火でやけど等の被害を受けたり、危険を感じた人もたくさんいます。路上に捨てられた吸い殻等の清掃に地域の方々は大変な思いをされています。嫌いな煙を吸入させられ苦しい思いをしている人もいます。多くの人にとって歩きたばこやポイ捨てはもはや見過ごすことのできない問題です。

## ◆条例化=禁止の目的

誰の目にも明らかな迷惑行為である歩きたばこポイ捨てについて、中央区は条例により禁止することとしました。これまで区は、平成10年12月1日に区議会の議決を得て「クリーン・リサイクル中央区宣言」を行い、街頭キャンペーンをはじめとするポイ捨て防止のための啓発事業を展開してきました。しかしながら近年は、日々歩きたばこの弊害がクローズアップされ、ポイ捨てとあわせて多くの人から強い対策を求める声が区に寄せられるようになってきました。本来はモラルやマナーの問題としてとらえられるべき喫煙。それがこれほどまでに問題化したのは、歩きたばこやポイ捨てが直接周囲に迷惑を及ぼす行為であるという認識が喫煙者に乏しく自分勝手にふるまうことが原因と考えられます。癖や習慣のようにためらいもなく歩きたばこやポイ捨てをする人でも、通勤電車の混雑の中でヘッドホンの大音量が外に漏れてくるのを苦々しく思わなかったり、自分の家の玄関先にものを捨てられて怒らない人はほとんどいないはずで**す。人の痛みを思いやることがマナーの基本をなすものです。**しかし、この基本がなおざりにされがちないま、中央区は多くの区民・在勤者等の方々の安全や快適を第一に考え、一歩踏み出した歩きたばこ・ポイ捨て防止施策として、条例を設けて禁止し被害や悪影響をくい止めなくてはなりません。

## ◆分煙の徹底を

このたびの条例が屋外の全面禁煙化をめざしているということではありません。横断歩道付近や駅出入口などの人で混雑している場所ではなく、かつ吸い殻入れが設置されている場所であれば、立ち止まって喫煙することについては禁止しません。つまり中央区の条例は、**屋外における分煙の徹底**により、喫煙者のマナーの向上を図ること、それにより歩きたばこの危険性や煙による迷惑、ポイ捨てによる路上の景観の悪化を防ぐことがその基本的な考え方です。

## ◆マナーを見つめ直して

中央区の条例には、違反者に対する罰金、過料等がありません（悪質な違反や指導無視については、公表を前提とし違反者の氏名等を確認する場合があります）。このことについては、いろいろなご意見があると思われます。実際に条例に罰金等を設けている自治体もあります。中央区が罰則を設けなかったのは、罰金や過料などの徴収を行う場合には、すべての違反者に等しく条例が適用されなくてはなりません。往來での過料等の徴収は、所持金がない等の理由により、結果的に徴収を免れる人がでてくる懸念もあります。しかしながら条例を公平・公正に適用するためには、未納者に対する追跡調査が必要となりますが、現実にはかなりの費用負担と困難が予想されます。

こうした理由で中央区は罰則を設けませんでした。条例による歩きたばこ等の規制策として、区は、今まで行ってきたキャンペーンのように通行者全体に対し呼びかけていく形から、パトロールにより直接違反者に注意・指導を行う方式に重点を置いていきます（広く条例をPRするためのキャンペーンは引き続き実施していく予定です）。**罰則をあえて設けないからこそ、パトロールの際には違反者に強く条例の遵守をお願いする場面もでてくると思います。**繰り返しパトロール、指導、注意を行っていくことにより条例の存在と目的が違反者に限らず周囲の歩行者にも自然に浸透し、無理のない秩序が保てると考えています。

区は、人を罰する条例を作りませんでした。**条例というルールをきっかけとして、マナーという人が自らに課すべきルールを改めて見つめ直していただく**ことこそが、私たち中央区がこの条例に込める願いです。

## ◆まちぐるみで

中央区では、区内にお住まいの方、おつとめの方、商売をされている方あるいは会社その他の事業所などすべての方々と一緒にまちぐるみで人に優しいまち、きれいで安全なまちづくりをめざしていきたいと考えています。

**みなさんのご理解・ご協力をお願いいたします**